4　個体等登録機関は、法第二十四条第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に個体等登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

5　個体等登録機関は、法第二十四条第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的方法）

**第十四条の二**　法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（帳簿）

**第十五条**　法第二十四条第八項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　申請に係る個体等について、令第八条に規定する要件のうち該当するもの

七　令第八条に規定する要件に該当することを確認した書類の種類

八　申請に係る個体等が第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

九　登録又は登録の更新の別

十・十一　（略）

（個体等登録関係事務の休廃止の許可の申請）

**第十六条**　個体等登録機関は、法第二十四条第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする個体等登録関係事務の範囲

二～四　（略）

（個体等登録関係事務の引継ぎ等）

**第十七条**　個体等登録機関は、環境大臣が法第二十四条第十項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第九項の許可を受けて個体等登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が法第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　個体等登録関係事務を環境大臣に引き継ぐこと。

二　個体等登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（登録等に関する手数料の納付）

**第十九条**　法第二十九条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては法第二十条第二項（法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条第七項から第十項までの申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、個体等登録機関に納付する場合にあっては法第二十四条第五項の個体等登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　登録機関は、法第二十四条第四項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

4　登録機関は、法第二十四条第四項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的方法）

**第十四条の二**　法第二十四条第六項第三号の環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十四条第六項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（帳簿）

**第十五条**　法第二十四条第七項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　申請に係る個体等について、令第四条に規定する要件のうち該当するもの

七　令第四条に規定する要件に該当することを確認した書類の種類

（新規）

八・九　（略）

（登録関係事務の休廃止の許可の申請）

**第十六条**　登録機関は、法第二十四条第八項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録関係事務の範囲

二～四　（略）

（登録関係事務の引継ぎ等）

**第十七条**　登録機関は、環境大臣が法第二十四条第九項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第八項の許可を受けて登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が法第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録関係事務を環境大臣に引き継ぐこと。

二　登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（登録等に関する手数料の納付）

**第十九条**　法第二十九条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては法第二十条第二項又は第十一条第六項から第八項までの申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、登録機関に納付する場合にあっては法第二十四条第四項の登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。